第四十二条第一項、第四十三条の十四第一項、第五十八条第一項、第七十五条第一項及び第七十六条の十七第一項	（略）	（略）	（略）
第四十二条第一項第六号、第四十三条の二第一項第九号、第四十三条の十四第一項第六号、第五十八条第一項第六号、第六十二条第一項第五号、第七十五条第一項第六号、第七十六条の四第一項第三号、第七十六条の十七第一項第六号及び附則第九項第九号	払渡希望金融機関の名称及び預金通帳の記号番号又は払渡希望郵便局の名称及び所在地	払渡希望金融機関の名称及び預金口座の口座番号又は払渡希望郵便局の名称及び所在地（公金受取口座への払込みを希望する者にあつては、公金受取口座への払込みを希望する旨を含む。）	
（略）	（略）	（略）	（略）
第四十三条の十一	三　払渡希望金融機関の名称及び預金通帳の記号番号又は払渡希望郵便局の名称及び所在地	三　次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項 イ　第三十九条第一項第三号イに規定する者　払渡希望金融機関の名称並びに預金口座の名義及び口座番号 ロ　第三十九条第一項第三号ロに規定する者　払渡希望郵便貯金銀行の営業所等の名称及び所在地 ハ　第三十九条第一項第三号ハに規定する者　払渡希望金融機関の名称及び預金口座の口座番号並びに公金受取口座への払込みを希望する旨	
（略）	（略）	（略）	（略）

第四十二条第一項、第四十三条の十四第一項、第五十八条第一項、第七十五条第一項及び第七十六条の十七第一項	（略）	（新設）	（略）
（略）	（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）	（略）
第四十三条の十一	三　払渡希望金融機関の名称及び預金通帳の記号番号又は払渡希望郵便局の名称及び所在地	三　次のイ及びロに掲げる者の区分に応じ、当該イ及びロに定める事項 イ　第三十九条第一項第三号イに規定する者　払渡希望金融機関の名称並びに預金口座の名義及び口座番号 ロ　第三十九条第一項第三号ロに規定する者　払渡希望郵便貯金銀行の営業所等の名称及び所在地 （新設）	
（略）	（略）	（略）	（略）